

6 消安第 5647 号
令和 7 年 1 月 8 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条
第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤(フォー
セリス注射液)

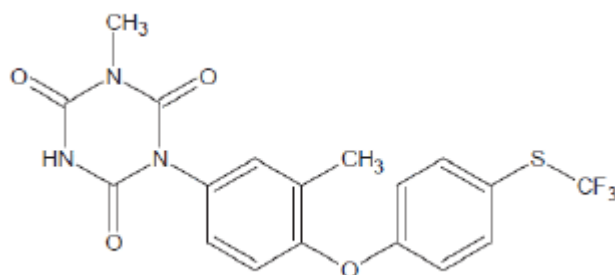


承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（フォーセリス注射液）

（1）主剤

- ①グレプトフェロン
- ②トルトラズリル



トルトラズリルの構造式

（2）対象動物

豚

（3）効能・効果

子豚の *Cystoisospora suis* によるコクシジウム症の発症防止及びオーシスト排泄の減少並びに鉄欠乏性貧血の予防

（4）用法・用量

1～4日齢（生後24時間～96時間）の子豚1頭当たり製剤として1.5 mL（トルトラズリル：45 mg、鉄：200 mg）を頸部筋肉内に単回投与する。

2 評価要請根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）